



® 平成 29 年 8 月 15 日 (火)

No. 14507 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第3回

北京市高級人民法院による「特許侵害判定指南」の改正 (1)

☆特許庁人事異動…………… (7)

中国知財の最新動向 第3回

北京市高級人民法院による 「特許侵害判定指南」の改正

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

2017年4月20日、北京市高級人民法院は、改正「特許侵害判定指南」(以下「新指南」という)を公布した²。新指南は、全153条から構成され、発明・実用新案・意匠の各特許権の保護範囲の確定、侵害判定、侵害行為の認定、抗弁について規定している³。

従来、北京市高級人民法院が2013年9月4日付で公布した「特許侵害判定指南」(以下「旧指南」と

いう)があった⁴。今回公布された新指南は、裁判業務における最優先課題を解決し、裁判基準を統一し、裁判業務経験の総括を融合させ、最新の関連法律法規及び司法解釈に適合させるため、旧指南に代わるものとして公布されたが、新指南の内容の多くは、旧指南の内容を踏襲するものである。

新指南と旧指南とを比較すると、両者の大きな相違点は、「グラフィカル・ユーザ・インターフェー

「特許ニュース」・「知財ぷりずむ」に、弊所が提供した記事を公開しています^{*}

<http://www.giplaw-osaka.co.jp>

※2011年から最近までの記事

GIP
Shinjuu GLOBAL IP

A member office of United GIPs
Obtaining and Protecting Intellectual Property Rights Globally
Osaka, Tokyo, Washington, Seoul, Beijing, Munich, Singapore, Delhi

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544

<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

ス意匠」及び「標準必須特許」についての規定が追加されたことにあることが分かる。

そもそも、北京市高級人民法院による「特許侵害判定指南」は、法的効力のないガイドラインとして位置付けられるものではあるが、知的財産法分野における北京市高級人民法院の重要性・権威性に鑑み、北京市の法院はもちろん、他の地域の法院への事実上の影響力は大きいものと考えられる。

そこで、以下においては、「グラフィカル・ユーザ・インターフェース意匠」及び「標準必須特許」についての規定の内容を中心に、主に新指南で追加された規定の内容を紹介することとしたい。

Ⅱ グラフィカル・ユーザ・インターフェース意匠の保護

新指南のうち、グラフィカル・ユーザ・インターフェース（以下「GUI」という）意匠の保護に関する規定の内容は、以下のとおりである。これらの内容は、旧指南には全く無かったものである⁵。

1 GUI意匠の保護範囲の確定方法

新指南によると、GUI意匠の保護範囲は、デザインの要点を結び付け、製品の意匠の投影図により確定される（73条1項）。

とくに動的GUI意匠の場合、その保護範囲は、簡単な説明における動的変化の過程についての叙述を結び付け、動的変化の過程を確定できる製品の意匠の投影図により共同で確定される（73条2項）。

2 GUI意匠の権利侵害判断方法

新指南によると、意匠の権利侵害判断を行うにあたっては、まず被疑侵害製品が意匠製品と同一又は類似種類製品であるか否かを審査しなければならない（77条1項）。そして、GUI意匠製品の種類の確定に際しては、当該GUIを使用する製品を基準としなければならない（77条2項）。

立体的製品の意匠の場合、通常、形状が全体的な視覚効果に対してより影響を与えるため、同一性・類似性の判断を行うにあたっては、形状に重点が置かれる。但し、もし当該形状が通常によくあるデザインである場合、図案及び色彩が全体的な視覚効果に対してより影響を与えることになる（88条1項）。

GUIでないデザイン特徴が通常のデザインである場合は、GUIが全体的な視覚効果に対して、より顕著な影響を与えることになる（88条2項）。

以下、静的GUI意匠の場合と動的GUI意匠の場合に分けて、権利侵害判断の方法を述べる。

(1) 静的GUI意匠の場合

静的GUI意匠の場合は、主に製品のGUI部分を考慮し、それと製品の他の部分との関係（例えば、位置、割合、分布関係）を同時に考慮し、被疑侵害デザインの対応する内容と総合的に判断しなければならない。被疑侵害製品のGUI意匠と特許デザインが同一又は類似し、かつ製品の他の部分との関係が全体的な視覚効果に顕著な影響を与えない場合、被疑侵害デザインは特許権の保護範囲に入ると認定される（86条1項）。

被疑侵害デザイン全体が静的なGUI意匠を完全に含む場合は、被疑侵害デザインは特許権の保護範囲に入ると認定される（86条2項）。

(2) 動的GUI意匠の場合

動的なGUI意匠の場合は、被疑侵害デザインと動的なGUI意匠の各投影図がいずれも同一又は類似である場合、被疑侵害デザインは特許権の保護範囲に入ると認定される。具体的判断においては、GUIの部分と製品の他の部分との位置、大小、分布の関係が考慮される（87条1項）。

被疑侵害デザインが一部の状態の投影図を欠き、特許デザインと一致する変化過程を表現できない場合は、原則として、被疑侵害デザインは特許権の保護範囲に入らないと認定される（87条2項）。

被疑侵害デザインが一部の動的なGUI意匠又はキーフレームを使用した場合、もし当該一部又はキーフレームがGUI意匠のデザインの要点に属するのであれば、被疑侵害デザインは特許権の保護範囲に入ると認定される。但し、被疑侵害デザインの全体的な視覚効果と動的なGUI意匠とが同一又は類似でない場合は、特許権の保護範囲に入らないと認定される（87条3項）。

Ⅲ 標準必須特許

新指南のうち、標準必須特許（技術標準を実施す